

聖苑香澄

中長期管理運営基本計画

(本編)

聖苑香澄「中長期管理運営基本計画」

第1章 中長期管理運営基本計画の策定に当たって

1 中長期管理運営基本計画策定の背景

(1) 計画策定の目的

1999年3月に稼働を開始し、概ね20年経過することにより生じている各種施設、設備、備品の整備に関する計画、及び施設特性を有効活用した周辺エリア（共同墓地・霊園公園など）の整備に関する計画を、第2章-1の施設運営のコンセプトに基づき、指定管理者制度の導入を視野に入れて策定し、確実に実施することにより、総合的に改革を推し進めることを目的とする。

(2) 計画の期間

中長期管理運営基本計画の期間は、2019年4月から2024年3月までの5年間とする。（一部整備計画は、前倒しで実施する）

2 環境（情勢）分析

(1) 斎場業界を取り巻く社会的な環境

住民の生活様式の変化や地域コミュニティの変容などにより、大規模な葬儀による式場利用が減少傾向にある。反面、家族葬など近親者だけの利用が増え、葬儀様式の簡素化などにより斎場利用の形態も大きく様変わりしている。社会的に見ても以前は参列者が100人を超えるものが当たり前だったが、ここ数年は50人以下が主流となっている。

葬儀が小規模化している原因としては、

1. 家族・親族と若干名の友人知人のみで葬儀をあげるという家族葬を選択する人が増えていること
 2. 高齢になると、すでに亡くなっている友人知人も多くなって交友関係が狭くなること
 3. 葬儀そのものを行わず、病院から直接火葬場に行く直葬が増えていること
- などが挙げられる。

高齢化社会の到来も含めた斎場を取り巻く社会的な環境変化を受けて、運営する側も業務委託領域の見直し、ないしは指定管理者制度の導入などにより、葬儀というサービスの意味合い自体を変えて行くような抜本的な改革が必用になってきている。

(2) 聖苑香澄を取り巻く環境及び内部環境

聖苑香澄（以下「当斎場」という。）においても、全国の斎場を取り巻く社会的な環境変化の例外ではなく、第1式場の需要は減少傾向にあり、第2式場の需要が増加している。いわゆる大きな式場より小さな式場の方が式場予約の件数が多い傾向となっている。また、施設・設備・備品類の経年劣化への対応や駐車場整備による安全性の確保や利便性の向上、本来当斎場の施設特性として有効利用すべき公園施設の現状への対応など課題は山積している。以上により、当斎場においても時代のニーズ、利用者のニーズに沿った管理運営の

改善が早急に望まれるところである。

(3) 環境分析

(活かすべき強み・機会)	(克服すべき弱み・脅威)
<p>(施設環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 広大(2.5㌔)な調整池がある • 葦が繁茂している • 調整池には様々な生命が宿る • 遊歩道が完備している • 野田奈川とマッチして風光明媚な場所に立地している • 緑地(芝)の利活用ができる <p>(運営管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 基本売店で仕出し料理を提供している • 葬祭場予約管理システム構築による一元的な管理を可能としている • 葬祭業務に携わる各業務管理が明確化している • 自主事業(仕出し料理一括管理など)の収益による公費節減が可能となる • 指定管理者制度の導入により仕出し料理の材料など地場農産物の地産地消を進められる • 地場農産物PRの可能性を秘めている • 広大な敷地であるが業務区分が明確であり、指定管理者制度導入が容易である 	<p>(施設環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 調整池が整備されていない • 環境学習の基盤づくりが出来ていない • 葦の利活用(商品展開など)が出来ていない • 公園駐車場の機能整備が出来ていない • 斎場公園としての認知度が低い • 稼働20年経過による施設の経年劣化への対応が必要不可欠である • 修繕など設備投資によるイニシャルコストの一時的(集中的な)増加への対応が必用である(予防保全) <p>(運営管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施設の発展的な継承のためには人材の育成を図るとともに組織的な知識やノウハウの蓄積が必用である • あらゆる手段を講じての不良不適格業者の排除など、公正で適切な運営管理の徹底が必要である • 法令遵守のための研修も含めた仕組みづくりはもとより、組織のガバナンスの強化により不祥事に巻き込まれない組織風土を構築する必要がある
(事業戦略)	
<ul style="list-style-type: none"> • 地域住民にとっての憩いの場の創出による、終焉の場での出会いと繋がり • 共同墓地の設置や霊園公園としての機能の充実を図ることによる、広大な敷地(7.7㌔)を最大限活用した運営の実現 • 環境学習機会の提供による、生成～発展(成長)～そして終焉までのサイクルの学習 • 終焉の場としての斎場機能と公園機能のマッチングによる、新たな公共空間の創出 • 葦の活用(商品、工芸品)による地域経済活性化への貢献 • ウォーキング、ジョギング、サイクリングのステーション的役割と機能による、斎場とレクリエーション、スポーツ活動のマッチング • 調整池の整備と連動させた共同墓地施設の建立による公園墓地機能の付加 • 公園施設の整備と連動させた小動物・ペット火葬場の設置と運営 • 各種施設整備と連動させた持続可能な施設運営のための指定管理者制度の導入 	

3. 聖苑香澄における施設管理の現状と課題

(1) 過去5年間の当斎場の使用状況（平成25年度～平成29年度）

① 火葬件数

2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	合計
804件	826件	810件	868件	807件	4115件

② 式場の利用

種別	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	合計
通夜	351件	352件	377件	369件	324件	1773件
仮眠通夜	328件	328件	353件	340件	299件	1648件
告別式	365件	360件	397件	387件	340件	1849件

※①、②とも詳細については、資料「各年度における聖苑香澄の使用状況」（2013年度～2017年度）を参照のこと。

(2) 施設外構管理－安全性を重視しつつ斎場の施設特性を最大限発揮する取組

① 植栽管理の現状と課題

当斎場が稼働して20年近く経過するのと並行して、植木も大きく成長しているが、植栽管理の手法、方法は変化しておらず、芝地7回/年、低木等2回/年、除草剂等2回/年という植栽管理となっているのが現状である。また、安全性という側面から見ても高木の成長により、強風での倒木の危険性を孕むとともに、施設外からの眺望としても、必要以上の高木が視界を遮り斎場施設としての全体の佇まいを感じることはむずかしくなっている。更に広大な広さを持つ芝庭園の植栽についても、維持管理に要する費用や労力が大きな課題となっている。

② 駐車場管理の現状と課題

現在の駐車場は、一般車両用約130台、バス用5台となっている。当斎場の立地や地域性の点から考えると移動手段は自家用車を使用することとなるが、参列者に対する駐車場が少なく、駐車スペースに停められないことも時々あり、駐車場以外の場所に駐車される。しかし、新たな駐車場スペースはある。上記以外の現在の駐車場の課題としては、斎場を通過したエリアに駐車場があるため、建物（入口）と駐車場が遠く、特に優先枠が遠い位置となっている。また、従事者、導師専用の駐車場がないことや横断歩道が設置されていないことなどによる利用者及び関係者の安全の確保が課題となっている。

③ その他の施設外構管理の現状と課題

（花輪位置）

現在は、1式場について原則25基分であり、盛りかごは式場に置ける分としてあるが、花輪位置が建物（式場）から離れた位置にあり、入場時、車中から左手側に目にするだ

けで、下車した以降に会場から新たに見ていただく状況とはなっていない。

(調整池)

外構施設としてあらゆる生き物の宝庫である広大な調整池があり、イネ科葦等が繁茂し日々繁殖を続けているにもかかわらず、広大で管理が難しいことにより手入れがされていないのが現状である。早急な対応が必用である。また、庭園としての位置づけはあるが、機能は果たしていない。

(その他公園施設)

調整池を含めた施設以外のスペース（エリア）には遊歩道が設置され散歩できる環境となっているが、庭園機能としての検討やインフラが整備されていないことにより、利用がされていない。

(3) 斎場施設・設備管理—斎場としての持続可能な維持管理（再整備）のための取組

① 遺族利用施設、授乳施設の現状と課題

現在、式場用待合室、火葬用待合室があるが、遺族控室、授乳室がなく火葬待合室の一部を使用しているのが現状である。しかし、火葬用待合室は和室であることや浴室が離れている（翌日9時までで制限）こと、また間仕切りなどがなく着替えや授乳などのプライバシー空間がないことなどにより利便性に課題がある。

② 各種設備の現状と課題

(音響操作室)

第一式場内に、他の式場も含めた音響操作室があるため、式場使用中にトラブルがあった場合に対応ができない状況となっている。

(監視カメラ)

斎場運営のための監視カメラの設置場所は、事務室管理監視カメラ8台（式場2台、炉前2台、告別・収骨それぞれ4台）及びモニター2台となっているが、施設外、正門入口、駐車場などには監視カメラが設置されておらず、火葬業務全体の式場監視が構築されていないのが現状である。

(空調設備)

建物全般について、灯油を燃料とした冷温水発生機2台による空調システムで運用しているが、経年劣化と思われる故障が頻繁に発生しており、20年間使用による切替え時期が来ている。燃料の灯油は真夏が2日～2.5日、真冬が4日～5日で1,000ℓを使用しているが、燃料灯油の場合には、冷暖の切り替えが必要不可欠で、季節の変わり目での切り替えの判断が難しい。灯油を熱源とすることによるエネルギーの消費とCO₂の排出の問題など環境への配慮が課題となっている。

(照明器具)

施設・設備の老朽化に伴う照明器具の劣化により、施設イメージや利用者の安全性への影響及びエネルギーの消費とCO₂の排出の問題など環境への配慮が課題となっている。

(火葬炉)

現在は、火葬炉4基、予備炉1基で運用しているが、火葬炉の延命を考慮したときには予備炉の活用(稼働)も検討する必要があるが費用措置が課題となっている。また、台車収骨のため、収骨室の温度が上昇することへの対応も課題としてあげられる。

(4) 施設運営管理—効率的な運営によるコストの適正管理と民間の活力・アイデアを当施設の運営管理に活用するための取組

① 施設運営の現状と課題

- ア) 事務局管理事務(警備業務含む)
- イ) 火葬業務管理事務
- ウ) 施設清掃業務管理事務
- エ) 施設売店業務管理事務
- オ) 植栽等業務管理事務

上記管理事務がそれぞれの範疇(委託を含む)で業務を遂行していることにより、施設運営全体としての従業者相互の意思疎通が十分にできていない。その結果として利用者サービスの向上や管理経費の縮減も含めた合理的で効率的な運営に課題を残している。

② 施設・設備全体の老朽化の現状と課題

当施設は、1999年3月に稼働を開始し、概ね20年経過することによる各種施設、設備の老朽化が進行し、雨漏りなどが起きている。予防保全の見地に立ち「劣化診断」等による修繕個所の優先順位を明確にした修繕計画の策定が必用である。

③ 業者納品出入口の現状と課題

仕出し料理等各種納品に際して、屋根付きの渡り廊下等の設備がないため雨天時には支障を来している。

④ 事務業務に係る通信機能の現状と課題

現在、事務室等で使用している通信システム(電話等)が老朽化しており、効率的な通信に支障を来す場合が生じている。

⑤ 案内看板・サイン類の現状と課題

既存看板の老朽化による更新と新たな案内サイン類の充実が課題となっている。

第2章 中長期管理運営基本計画

1 施設運営のコンセプト（実現すべき姿）

終焉の場に相応しい、きめの細かい管理運営及び施設・設備機能の更なる充実と、地域住民にとっての憩いと寛ぎの場としての周辺施設の創出による“静粛な中にもしなやかな生命の息遣い”が感じられる持続可能な施設運営の実現

2 中長期目標

- ① 本計画に基づく各種整備計画を2019年4月から運用し（一部前倒し）、本計画の最終年度である2023年度において概ね完了している。
- ② 指定管理者制度を2020年4月から運用している。
- ③ 以上により、本計画の最終年度である2023年度には、上記1の施設運営のコンセプトに基づく施設運営を実現している。

3 基本方針

中長期管理運営基本計画を各種整備計画、改善計画に具体化させ重要性・緊急性などを考慮しながらプライオリティを明確にし、二酸化炭素排出抑制などの環境保全や施設内外のバリアフリーなどのユニバーサルデザイン化による利用者の安全・安心の確保及び利便性の向上を視野に入れながら順次実施をしていく。実施に際しては、上記1の施設運営のコンセプトに基づき、民間のアイデアと活力そして実績と経験を当該施設の管理運営に投入し、総合的な見地で計画の実現を諮るべく、指定管理者制度の導入を喫緊の課題として視野に入れて、改革を推し進める。

4 整備スケジュール

整備計画一覧表及び個別整備計画を参照の事

5 個別整備（改善）計画

(1) 施設外構管理整備計画

① 植栽管理整備計画

- ア) 植栽管理業者との打合せ等により、高木、中木、低木植木の伐採を含めた見直しにより適正管理を行う。
- イ) 植栽、芝生管理の効率性を確保する。葦群伐採により眺望を確保する。（2018年度に実施）
- ウ) 高木の伐採や芝庭園のスペースの削減を検討する。具体策として高木伐採後の材木や調整池の葦を活用してチップ化し、芝庭園の一部に敷き詰めることも検討する。
- エ) 植栽管理スペースの見直しによる費用の削減分を活用し、公園運営に特化した指定管理者制度導入により、花草、イネ科雑草の活用した商品化の検討などを行い、公園施設に付加価値をつける。

オ) 以上について、「植栽管理整備計画書」を策定し「施設外構管理整備計画書」に包摂する。

② 駐車場整備計画（安全性を確保するため前倒しで実施）

ア) 駐車場利用者の動線を明確にするとともに、横断歩道の敷設や各種サイン類の設置により利用者の安全性を確保する。

イ) 身障者や導師専用の駐車場を入口付近に確保する。

ウ) 現在の遊休スペースを有効的に活用し、駐車車両の台数を増やすとともに利用者の利便性を向上させる。

エ) 全体的な駐車場レイアウト（業者駐車場も含めて）の見直しを行う。

オ) 以上について、「駐車場整備計画書」を策定し「施設外構整備計画書」に包摂する。

③ 花輪位置見直し整備計画

ア) 駐車場見直し時に駐車スペースとセレモニースペースの分けなどにより、現在の設置場所から葬儀エリアへの変更を検討する。

イ) 花輪自体の設置撤廃の検討も行う。

ウ) 以上について、「花輪位置見直し整備計画書」を策定し「施設外構整備計画書」に包摂する。

(2) 施設・設備整備計画

① 遺族利用施設整備計画

ア) 遺族控室、授乳室の整備を最優先として、増設も含めて検討を進める。

イ) 遺族控室として代替利用している火葬待合室の洋室化の検討を進める。

ウ) 他斎場の実態を具に検証し、整備の検討資料とする。

エ) 整備財源確保のために、整備事業起債の活用などについて検討を進める。

オ) 以上について、「遺族利用施設整備計画書」を策定し「施設・設備整備計画書」に包摂する。

② 音響操作室整備計画

ア) 音響操作室裏側から音響操作室への出入り口を確保する。

イ) 以上について、「音響操作室整備計画書」を策定し「施設・設備整備計画書」に包摂する。

③ 監視カメラ整備計画（補助金活用のため一部前倒し）

a) 施設内 Wi-Fi 接続工事

ア) Wi-Fi 環境整備による斎場監視システムを構築するとともに斎場利用の利便性の向上を図り当斎場としての付加価値をつける。

イ) 整備財源確保のため、サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金を活用して、斎場業務の充実を前倒しで整備する。

ウ) 以上について、「施設内 Wi-Fi 接続工事計画書」を策定し「監視カメラ整備計画書」

及び「施設・設備整備計画書」に包摂する。

b) 施設外配線工事

- ア) 駐車場を含めた施設外監視システムの構築を Wi-Fi 環境活用しての整備も視野に検討する。
- イ) 以上について、「施設外配線工事計画書」を策定し「監視カメラ整備計画書」及び「施設・設備整備計画書」に包摂する。

④ CO₂の排出抑制整備計画

a) 空調設備整備

- ア) 施設内数か所にスポットクーラーを設置し、火葬業務環境の整備とエネルギー消費量及び CO₂の排出の削減を図る。
- イ) 整備財源確保のために、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金などの活用による財源確保の支援業務を委託する。
- ウ) CO₂の排出削減の運用も含めて、熱源を比較検討しながら適切な空調設備システム（ヒートポンプ高効率空調システム）に切り替える。

※下表は、熱源によるユニット別の年間のランニングコスト比較（詳細については、「空調設備整備計画書」に掲載する）

熱源	既存ユニット		
	灯油	電気	ガス
種別	灯油吸収式礼温水発生機	電気式空冷ヒートポンプ 1階	ガス式空冷ヒートポンプ 1階
形式	A 社 80RT	CAHV-P1800A2	YCWP710JAPB
台数	2	4	8
電気料金（年間）	2,353,656 円	9,610,118 円	1,497,915 円
燃料料金（年間）	11,410,963 円	0 円	9,200,019 円
水道料金（年間）	865,527 円	0 円	0 円
総計	14,630,146 円	9,610,118 円	10,697,934 円
削減率	100%	66%	73%

上記比較表の水光熱料金は、既存ユニット（熱源：灯油）と同一状況で検討ユニット（熱源：電気、ガス）を稼働した場合の数値。（※データ提供：メーカー参考）

- エ) 以上について、「空調設備整備計画書」を策定し「CO₂の排出抑制整備計画書」及び「施設・設備整備計画書」に包摂する。

b) 照明器具整備

- ア) 屋内外照明器具の LED 化による施設イメージの刷新を図る。
- イ) 屋内外照明器具の LED 化によりエネルギー消費量と CO₂の排出量の削減を実現する。
- ウ) 以上について、「照明器具整備計画書」を策定し「CO₂の排出抑制整備計画書」及び「施設・設備整備計画書」に包摂する。

⑤ 火葬炉整備計画

- ア) 予備炉を運用（稼働）する方向で検討を進める。

- イ) 財源確保と費用対効果の比較検討を進める。
- ウ) 整備財源確保のために、整備事業起債の活用などについて検討を進める。
- エ) 台車納骨からワゴンタイプでの納骨方法の移行について検討を進める。
- オ) 以上について、「火葬炉整備計画書」を策定し「施設・設備整備計画書」に包摂する。

(3) 施設運営管理改善計画

① 施設運営管理改善計画

a) 経年劣化診断

- ア) 施設の老朽化に伴う各種修繕個所の優先順位の確定による予防保全と費用の積算を行う。
- イ) 以上により、「経年劣化診断計画書」を策定し「施設運営管理改善計画書」に包摂する。

b) 出入口渡り廊下設置

- ア) 屋根付き出入口渡り廊下を設置することにより、雨天時の業者による搬入・搬出時の利便性と安全性を確保する。
- イ) 以上により、「出入口渡り廊下設置計画書」を策定し「施設運営管理改善計画書」に包摂する。

c) 通知機器（電話）整備

- ア) 事務作業の効率化を目的として通知機器（電話）を更新する。
- イ) 以上により、「通信機器（電話）整備計画書」を策定し「施設運営管理改善計画書」に包摂する。

d) 案内看板設置

- ア) ユニバーサルデザインの視点で施設内外の看板、サイン類を見直し、更新及び新規の設置を行い、利用者の利便性を向上させる。
- イ) 以上により、「案内看板設置計画書」を策定し「施設運営管理改善計画書」に包摂する。

② 指定管理者制度導入の視点

当組合の直営方式での管理運営の改善と合わせて、施設外構管理、斎場施設管理における各種整備を合理的にかつ効果的に実施し、中長期管理運営基本計画の目的を高いレベルで達成し、最終年度である2023年度段階で施設運営のコンセプトに基づく施設運営を実現すべく、公の施設の管理代行として社会的な趨勢となっている指定管理者制度の導入について前向きに検討を行う。導入に際しては2020年度からの運用を目途に、斎場施設管理領域での指定管理者制度による運用を先行させ、その後、植栽管理を含めた公園施設管理の領域への指定管理者制度の導入を段階的に進める。

a) 指定管理者制度の社会的な動向

地方自治法の一部改正（2003年6月6日改正、9月施行）により、第244条が改められ、公共的団体（一部の財団等）に限定していた管理委託制度に替わる制度として指定管理者制度が導入された。総務省の調査によると、2015年4月現在、全

国で指定管理者制度を導入している施設は76,788施設で、その内公募による施設が約半数の35,706施設となっている。第1回の調査(2006年9月)時の61,565施設との対比で見ると、約9年弱で概ね25%の増となっている。

b) 斎場における指定管理者制度導入の動向

斎場については、立地する地域住民がその施設特性を十分に認識し、容認するとともに他の公の施設と同様に違和感なしで周辺付帯施設も含めて利用していただくことが大きな課題となっている。そのためには、環境への配慮など施設・設備の充実はもとより、人事管理も含めた運営管理の効率化やマネジメントの必要性が指摘されている。これら課題の解決方向の一つとして、指定管理者制度の導入が着実に進行している。ちなみに、全国の斎場における指定管理者制度導入実績を見ると、制度導入期から2006年度以前までは89施設であったものが、2017年度においては287施設(事業主体数200)となっている。茨城県内では、2018年度31施設中、10施設が指定管理者制度を導入している。

※上記実績数値は、特定非営利活動法人日本環境斎苑協会主催の「2018年度火葬場指定管理者セミナー」における配布資料からの転載。

c) 指定管理者制度のメリット

(管理運営全般にとってのメリット)

- ア) 利用料金制の導入により、指定管理者のモチベーションの源泉となる
- イ) 民間の創意工夫や斬新なアイデアを業務の改善や事業の推進に活用できる
- ウ) 地産地消の地域特産物の利用も含めて地域共生型の管理運営が期待できる
- エ) 民間の手法(マネジメント)による管理経費の縮減が期待できる

(指定管理者側にとってのメリット)

- ア) 新たな設備投資が必用ないことにより、投資に係るリスクがなく確実性が高い
- イ) 利益率は低い、投資に係るリスクがなく、投下資本に対する利益率が高い
- ウ) 指定管理料として一定の金額が予め保障されているので安定性が高い
- エ) CSR(企業の社会的責任)活動として、社会的な評価を得られる
- オ) 本業との関りで、業務拡大による規模のメリットが期待できる

d) 指定管理者制度のリスク

指定管理者制度が導入されてから約15年間の事業展開において、安全・安心に関わる領域などにおいて、人身に関わる事故や個人情報の漏えいなどの事故事例が散見された。また、行き過ぎたコストカットによるサービスの低下や提案事項の未履行、民間企業であることによるデフォルトリスク(企業の倒産)が常に横たわっている。更に、アウトソーシングをした行政側に適正に指定管理事業が実施されているか否かを監視するシステムの運用が不十分であったり、人材が不足していることによる「丸投げ」のリスクもある。指定管理者側から見たリスクとしては、指定管理期間が設定(概ね3年間~5年間)されることにより、長期的な管理運営計画や人事計画が策定できないことがあげられる。

③ 当斎場における指定管理者制度導入の事業領域

当斎場の管理運営に係る指定管理者を公募する場合、①すべての事業領域を一括して公募する、②事業領域別に個別に公募する、2つの方法が考えられる。今後、整備が計画されている公園施設においては、公園墓地としての機能や調整池の植物公園としての機能の付加、更に群生している葦の再利用・商品化（自主事業）などが課題となり、専門性という視点で斎場施設管理とは一線を画すこととなる。よって、現段階の方向性としては、斎場施設管理と植栽管理も含めた斎場公園施設管理をそれぞれ個別に公募することが妥当であると判断する。また、導入に際しては斎場施設管理領域での指定管理者制度による運用を先行させ、その後、植栽管理を含めた斎場公園施設管理の領域への指定管理者制度の導入を段階的に進める。

a) 斎場施設管理領域への指定管理者制度導入

事務局管理（受付・運営・警備等）、火葬業務管理、施設清掃業務管理、施設売店業務管理、駐車場管理、その他施設維持管理領域に指定管理者制度を導入する。

ア) 指定管理者制度導入による経費縮減の可能性

(基本的な考え方)

指定管理者には、利用者の安全・安心を基軸に据えたサービスの向上を実現するために必要不可欠な経費の支出を前提としながら、あわせて効率的な運営による経費の縮減と収益の拡大が求められる。

(経費縮減の施策①運管理領域)

- ・ 適正な人員配置による人件費の縮減
- ・ 各業務フローの標準化（マニュアル類の整備など）と職員の連携に基づく業務領域を横断した業務のマルチジョブ化による人件費の縮減
- ・ 本社（代表団体等）機能を活用した消耗品や備品、資機材の一括購入システムの運用（スケールメリット）による消耗品費、備品費等の縮減
- ・ 民間のコスト意識の具現化（インターネットでの発注など）による消耗品費、備品費等の縮減
- ・ 内部事務文書、事務用品、OA機器等のリサイクル、リユースの徹底による消耗品費等の縮減

(経費縮減の施策②維持管理領域)

- ・ 施設・設備の劣化診断に基づく、予防保全の徹底による施設・設備の高寿命化と修繕費等の縮減
- ・ 修繕計画の策定に基づくライフサイクルコストの最適化による修繕費の縮減
- ・ 施設・設備の維持管理におけるプロポーザル方式及び相見積もりの徹底による委託費の縮減
- ・ CO₂の排出抑制整備計画（空調設備、照明器具等）の推進による光熱費の縮減
- ・ 衛生陶器（トイレの便器等）への定期的なコーティングによる清掃費の縮減

・その他

イ) 指定管理者制度導入により見込まれる経費縮減額の概算

費目	現行	指定管理制度導入後	縮減額	縮減率
人件費(売店)	1640万円	450万円×6人=2700万円	2456万円	▲47.6%
人件費(運営)	3516万円			
人件費(火葬)		450万円×3人=1350万円		
その他経費	11395万円	上記ア)の運用	1139万円	▲10%
(総計)	16551万円		3595万円	▲21.7%

※人件費(売店)：2016年度決算(千円以下切捨て)
 ※人件費(運営)：2017年度決算(千円以下切捨て)
 ※その他経費：2017年度決算(千円以下切捨て)
 ※指定管理項目の人件費積算人数6人の内訳：売店3人、運営3人

b) 斎場公園施設管理領域への指定管理者制度の導入

上記 a) の斎場施設管理領域への指定管理者制度導入を先行させながら、調整池も含めた公園施設管理、施設全体の植栽管理なども含めた斎場公園施設管理領域に指定管理者制度を導入し、下記斎場公園施設整備計画に基づき民間の実績と創意工夫により効率的に整備を進める。斎場公園施設整備については、本基本計画で目指す施設のあるべき姿である「…地域住民にとっての憩いと寛ぎの場としての周辺施設の創出による“静粛な中にもしなやかな生命の息遣い”が感じられる持続可能な施設運営の実現」を図る上で必須の課題ではあるが、財政的な措置や地域住民とのコンセンサスを重視する必要があるため、一連の施設外構管理整備計画とは一線を画し、各種計画のプライオリティにより順次実施に向けて検討を進めることとする。

ア) 調整池整備

- ・調整池の利活用の前提として、日々繁殖を続けている葦群等の手入れを早急に実施し、公園としての付加価値を付与するための整備を検討する。
- ・調整池及び周辺を在来の植物公園や里山(蛍飼育など)にし、子どもたちの環境学習の場とするための整備を検討する。
- ・在来の雑草草花の園芸販売や葦群を活用した加工品の販売などを検討する。
- ・以上について、「調整池整備計画書」を策定し「斎場公園整備計画書」に包摂する。

イ) 斎場庭園整備

- ・植栽管理スペースの見直しや調整池活用の検討と連動させて、公園施設全体の見直しを行い、遊歩道、霊園施設、ペット火葬場などの付加価値をつける整備を検討する。
- ・斎場施設管理の指定管理制度の導入と連動させて、斎場公園施設管理の指定管理者制度についても導入を検討し、公園施設整備についての民間のアイデアによる地域還元を実現する。
- ・以上について、「斎場庭園整備計画書」を策定し「斎場公園整備計画書」に包摂する。

ウ) 太陽光発電システム整備

- ・上記斎場公園施設整備と連動させながら、広大な敷地面積を利用して太陽光発電システムの構築を検討する。
- ・以上について、「太陽光整備計画書」を策定し「斎場公園整備計画書」に包摂する。

④ 指定管理者制度導入～運営プロセス

a) スケジュール

《2019年度》

1. 基本計画の初年度
2. 斎場施設管理領域における指定管理者制度導入（選定～指定）準備
3. 指定管理者制度導入を前提とした施設外構管理整備、施設・設備整備、施設運営管理改善の実施（一部2018年度に先行実施）
4. 斎場公園施設管理領域における指定管理者制度導入の検討（基本計画）
 - ～3月：斎場施設管理領域における指定管理者制度導入計画の策定
導入メリット確認、導入に際しての課題抽出
 - ～4月：斎場施設管理領域における指定管理者制度導入の決定～承認
 - ～5月：公募要件、選考基準の決定
 - ～6月：公募要項の作成、選考委員会の設置と運用
 - ～8月：公募（ホームページ等）～応募
 - ～9月：選定委員会による選考
 - ～10月：指定候補者の選定
 - ～11月：公表（ホームページ等）～仮協定書締結
 - ～12月：議会承認～指定管理者の指定
 - ～3月：斎場施設の指定管理に係る協定書締結、業務引き継ぎ

《2020年度》

1. 基本計画の2年目
2. 斎場施設管理領域における指定管理の初年度
3. 施設外構管理整備、施設・設備整備、施設運営管理改善の継続実施（完成年度）
4. 斎場公園施設整備に係る基本計画の策定～承認
 - 4月～：斎場施設管理領域の指定管理者制度による事業開始
5. 斎場公園施設管理領域における指定管理者制度導入の検討（導入計画）
 - 地域住民との懇談会（審議会）開催（複数回）

《2021年度》

1. 基本計画の3年目
2. 斎場施設管理領域における指定管理の2年目
3. 斎場公園施設管理領域における指定管理者制度導入（選定～指定）準備
4. 斎場公園施設整備計画（実施計画）の策定～承認
 - ～4月：斎場公園施設管理領域における指定管理者制度導入の決定

- ～5月：公募領域、公募要件、選考基準の決定
- ～6月：公募要項の作成、選考委員会の設置と運用
- ～8月：公募（ホームページ等）～応募
- ～9月：選定委員会による選考
- ～10月：指定候補者の選定
- ～11月：公表（ホームページ等）～仮協定書締結
- ～12月：議会承認～指定管理者の指定
- ～3月：斎場公園施設管理領域の指定管理に係る協定書締結、業務引き継ぎ

《2022年度》

1. 基本計画の4年目
2. 斎場施設管理領域における指定管理の3年目
3. 斎場公園施設管理領域における指定管理の初年度
4. 斎場公園施設整備の実施
4月～：公園施設管理領域の指定管理者制度による事業開始

《2023年度》

1. 基本計画の5年目（最終年度）
2. 斎場施設管理領域における指定管理の4年目
3. 斎場公園施設管理領域における指定管理者の2年目
4. 斎場公園施設整備の継続実施（完成年度）

b) 導入に向けての個別計画の策定

以上について、以下の個別計画書で具体化させ、「指定管理者制度導入計画書」に包括する。策定に当たっては、斎場施設管理領域及び公園施設管理領域における各種整備計画を踏まえつつ、指定管理者導入後の人件費などの施設運営管理に係る費用対効果や施設維持管理に係る費用対効果、合わせて指定管理者の旺盛な自主事業の展開による収入増の可能性などについて具に検証する。

ア) 指定管理者公募支援業務計画書（斎場施設管理業務）

指定管理者制度導入に向けた募集要綱作成等の支援業務を委託する。

イ) 指定管理者導入準備計画書（斎場施設管理業務）

指定管理者制度導入に際しての事務管理支援業務を委託する。

ウ) 斎場運営事務等支援業務計画書（斎場施設管理業務）

指定管理者制度導入後の研修やモニタリング等の支援業務を委託する。

エ) 指定管理者公募支援業務計画書（斎場公園施設管理業務）

指定管理者制度導入に向けた募集要綱作成等の支援業務を委託する。

オ) 指定管理者導入準備計画書（斎場公園施設管理業務）

指定管理者制度導入に際しての事務管理支援業務を委託する。

カ) 斎場運営事務等支援業務計画書（斎場公園施設管理業務）

指定管理者制度導入後の研修やモニタリング等の支援業務を委託する。

6 本計画における実施に向けた各種計画書

- (1) 中長期管理運営基本計画書
- (2) 中長期管理運営基本計画書（概要版）
- (3) 各種整備計画書

施設外構管理整備計画書

- a) 植栽管理整備計画書
- b) 駐車場再整備計画書
- c) 花輪位置見直し整備計画書

① 施設・設備整備計画書

- a) 遺族利用施設整備計画書
- b) 音響操作室整備計画書
- c) 監視カメラ整備計画書
 - ア) 施設内 Wi-Fi 接続工事計画書
 - イ) 施設外配線工事計画書
- d) CO₂の排出抑制整備計画書
 - ア) 空調設備整備計画書
 - ウ) 照明器具整備計画書
- e) 火葬炉整備計画書

② 斎場公園整備計画書

- a) 調整池整備計画書
- b) 斎場庭園整備計画書
- c) 太陽光整備計画書

③ 施設運営管理改善計画書

- a) 施設運営管理改善計画書
 - ア) 経年劣化診断計画書
 - イ) 出入口渡り廊下設置計画書
 - ウ) 通信機器（電話）整備計画書
 - エ) 案内看板設置計画書
- b) 指定管理者制度導入計画書
 - ア) 指定管理者公募支援業務計画書（火葬、斎場業務）
 - イ) 指定管理者制度導入準備計画書
 - ウ) 斎場運営事務等支援業務計画書
 - エ) 指定管理者公募支援業務計画書（公園管理業務）